

第13号様式

支給実績 有 ・ 無

国民健康保険療養費支給申請書

相模原市国民健康保険

※太枠の中をご記入ください。

被保険者記号・番号		療養を受けた方		生年月日	
記号	1 8	フリガナ		昭和	
10		氏名		平成	
傷病原因		あてはまるものに○をしてください。		令和	
		疾病等 ・ 交通事故等第三者行為 ・ 労災事故		年 月 日	
振込先	金融機関名	金融機関コード	44 47	支店名	48 50
	銀行・信金・信組 芳金・農協			本店・支店	店番号
預金の種類		口座番号(右詰め)		口座名義人(カタカナ)	
1.普通	51 52 58	59		78	
2.当座					
相模原市長あて					
上記のとおり療養費の支給を申請します。					
振込先の口座名義人が申請者(世帯主)と異なる場合には、上記の口座名義人を代理人とし、上記指定口座への振込をもって相模原市からの支払金の受領と認めます。					
年 月 日		住所 相模原市			
申請者(世帯主)		氏名			
		電話番号			
※国民健康保険に関するご連絡に使用します。					

国保	受付印欄	9 15	受付年月日、受付場所	連合会審査済印	傷病名
			年月日 () 区民課・出張所・まちづくりセンター 受付者		診療・薬剤等の手当又は支給を受けた医療機関名等
備考	返却希望 (有・無) / 返却日 (年 月 日)				
	有 資 格 期 間				
金	自	年	月	日	喪失事由
	至	年	月	日	
課	療 養 期 間			療 養 時 の 年 齢	給 付 割 合
	自	年	月	日	歳
処	住民コード	16 25	療 養 の 給 付 を 受 け る こ と が 出 来 な か っ た 理 由		
			□逆不当：前国保()市・社保 □海外療養費 □自費診療 □装具 保険契約外 □高齢者差額 □鍼灸療養費 □その他()		
理	療養月	26 30	実日数	31 33	療養に要した費用
					34 43
欄	療 養 種 別			89	支 給 決 定 額
	1,一般診療 2,装具 3,柔整 4,マッサージ 5,鍼灸 6,海外療養費				79 88
欄	点 数 表	90	入 外 区 分	91	被 保 険 者 負 担 額
	1,内科 3,歯科 4,調剤 5,その他		1,入院 2,外来		92 101

療養費支給申請書の記載と添付書類について

1 申請書記載上の注意

申請者の記入欄・・・受診当時の世帯主の氏名をご記入ください。

振込指定先・・・申請者（世帯主）名義の口座を記入してください。

口座名義人が、申請者と異なる場合は、申請者がその口座名義人に支給金の受領を委任したとみなします。

領収書等添付書類の返却について・・・返却を希望される場合には余白に返却を希望する旨、ご記入ください。

2 申請書に添付する書類（添付書類は原本の添付が必要です）

種別	療養費の申請ができるとき	添付する書類
自費診療	救急等でマイナ保険証又は資格確認書を持っていなかったときや、やむを得ない理由でマイナ保険証又は資格確認書が使えず、その医療費を全額支払ったとき。	1. レセプト（診療報酬明細書・調剤報酬明細書） 医療機関等からお取り寄せください。 ※診療明細書ではありません。 2. 支払った費用の領収書
あんま、マッサージ はり、きゅう	あんま、マッサージ、はり、きゅうなどの施術を受ける必要を医師（保険医）が認め、その費用を支払ったとき。	1. 医師（保険医）が治療を認めた証明書 2. 療養費支給申請書（マッサージ・はり・きゅう用） 3. 支払った費用の領収書及び明細書
治療用装具	コルセットなどの治療用装具を医師（保険医）が認め、その費用を支払ったとき。	1. 医師（保険医）が装着を認めた証明書 2. 支払った費用の領収書及び明細書 ※作製した装具が「靴型装具」の場合、原則、当該装具の写真の添付が必要です。（窓口において当該装具の現物確認ができれば添付不要。）
高齢者差額	一部負担金の割合が2割に変更された日以降に3割で受診したとき。	1. 支払った費用の領収書
海外療養費	海外渡航中に急な病気やけが等、やむを得ない理由で治療を受けたとき。	1. 出入国の確認がとれるパスポート 2. 診療報酬明細書（F o r m A）、領収明細書（F o r m B） 3. 診療報酬明細書（F o r m A）、領収明細書（F o r m B）の翻訳文
資格喪失後受診	健康保険の資格を喪失した後に受診した療養費の立替払（相模原市国保加入前の健康保険で受診してしまった場合）	1. 加入されていた健康保険へ支払ったことが分かる領収書 2. 加入されていた健康保険よりお取り寄せいただいた診療報酬明細書

3 申請書の提出時期と支給時期

治療用装具、資格喪失後受診・・・毎月15日までに申請した場合は、翌月の20日以降に支給します。

（一部を除く） 16日から月末までに申請した場合は、翌月の月末以降に支給します。

その他・・・支給までに3ヶ月程度を要します。

なお、保険税に未納がある場合は、納税の御相談をさせていただきます。

【お問い合わせ先】相模原市 国民健康保険コールセンター

電 話：042-707-8111 (FAX：042-751-5444)

運営時間：月曜日～金曜日（祝日等を除く） 午前8時30分～午後5時15分
第2、第4土曜日 午前8時30分～正午

【担当課】相模原市役所 国保年金課

〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号